

令和5年度 監査実施方針及び年間監査計画

第1 監査実施方針

1 目的

令和2年4月1日の改正地方自治法の施行により、長と監査委員の適切な役割分担によるガバナンスに対する要求は一層強いものになった。長に、事務の適正な執行のため、体制の整備及び運用の確保が求められ、監査委員には、監査等の実効性の確保のため、監査基準に従った監査等の実施が義務づけられた。

本実施方針は、栃木市監査基準第10条の規定に基づき、本市を取り巻く環境、リスクの内容と程度、過去の監査等の結果と措置の状況及び監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目等の方針を策定するものであり、実効性の高い監査の実施をもって監査委員の責任に資することを、その目的とする。

2 本市の状況

(1) 財政状況

歳入においては、新型コロナウイルス感染症により、3年に渡り停滞し続けた社会経済活動が、今後どこまで回復するか未だ不確定であり、人口減少・少子高齢化が進行する中、貴重な自主財源である市税収入の大幅な伸びは期待できない。また、普通交付税についても、合併特例措置の縮減による減額が見込まれる。

歳出においては、普通建設事業費の増加に加え、災害からの復旧復興のため借り入れた市債の返済が始まり、公債費の増加のほか、世界情勢の影響によるエネルギー価格高騰による経常支出の増加も見込まれる。

財政調整基金においては、災害復旧関連事業費の財源に充てたことから、基金残高は一時大幅に減少したが、その後令和元年度災害前の水準に回復した。

しかし、大規模な普通建設事業の実施に伴い、市債残高は、令和6年度以降大幅な増加を見込んでおり、本市の財政状況は、歳入歳出ともに依然として厳しい状況にある。

(2) 令和4年度監査等の結果及び措置の状況

令和5年度においても、令和4年度の監査等で、監査委員が指摘等をした事項及び全庁的に共通して見受けられ改善を要する事項に基づき、リスクの識別・評価と内部統制の整備及び運用状況の検討を引き続き行う。

なお、令和4年度の監査等に、指摘に該当する事項はなかったが、リスクが高いと判断した事項は、主に契約事務と補助金に関するものである。そのうち、予定価格の設定及びその記載が確認できない契約事務が全庁的に散見された。

また、令和4年度以前の指導等に対して措置が取られた事項については、措置の内容に従い適切に実施されているか、継続して確認を行う必要がある。

3 監査等の方向性及び重点項目

前述の1及び2を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

(1) 監査等の方向性

市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的に、栃木市監査基準に従い、次のとおり実効性を確保した監査等を行う。

ア 事務事業の適正な執行の確保に向けて、公平・公正の立場で、適切に監査等を行うものとする。

イ 監査等の観点は、合規性及び正確性のみならず、本市の財政状況に鑑み、また市民の視点に立ちながら、経済性、効率性及び有効性の観点からも積極的かつ指導的に監査等を実施するものとする。

ウ 過去の監査等の結果や他の地方公共団体で問題となった事案、マスメディアで報道されるなど市民の関心が高い事案を基に、業務上のリスクの洗い出しを行い、その発生頻度や影響度を基にリスクを評価し、リスクの高い事務について重点的かつ優先的に監査等を実施するものとする。

エ 事務の適正な執行を確保するためのルールやチェック体制が有効に機能しているかどうかなど、内部統制の整備及び運用状況に留意して監査等を実施するものとする。

オ 監査等の指摘等があった場合は、監査結果を有効に活かすため、適宜措置状況の報告を求めるとともに、原因の究明に努め、その発生原因が内部統制の不備によると考えられる場合は、ルールそのものの見直し、チェック体制の改善などを求めることで、再発防止につなげ、かつ、これらを全庁的に周知することで、監査等の効果を高めるものとする。

(2) 重点項目

監査資源を合理的かつ重点的に配分し、監査等を効率的に実施するため、次の項目に重点を置き監査等を行う。ただし、リスクの識別・評価の進捗状況によっては、必要に応じて重点項目を追加し、監査等を行うものとする。

ア 重要性の高いリスクへの対応

本市における「リスクの内容及び程度」並びに「過去の監査等の結果及び措置の状況」を踏まえ、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、リスクの程度が大きいと判断し、重点項目とする内容は以下のとおりである。

(ア) 支払事務に関すること

法令に適合しないもの、市への信用の失墜に繋がる恐れ又は債権者に損失を与える恐れがあるもの。

(イ) 契約事務に関すること

法令等に定められた事項を欠く、又はその手続きが適切でない、契約内容にリスクが潜在する等、契約事務の適正性、経済性及び有効性を損なう恐れがあるもの。

(ウ) 補助金等の交付に関すること

公益性、公平性及び有効性の観点から、「公益上の必要性」を十分に検証しないまま、漫然と補助金の交付を継続しているもの。

(エ) 現金等の取扱いに関すること

窓口における現金の収受から納付までの事務手続き、又は現金以外の換金性が高い金券の管理等のように、事務の恒常化がリスクを誘発する恐れを持ち、加えて当該リスクの及ぼす影響が大きいもの。

イ 内部統制の整備及び運用状況の評価

内部統制に依拠する程度がリスクの評価に影響することから、事務の適正な執行を確保するためのルールやチェック体制が有効に機能しているか。

ウ その他

(ア) 令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されるに当たり、当該制度の趣旨に基づき事務が実施されているか。

(イ) 令和4年度の監査において指導等を行った事項について、是正又は改善がなされているか。

第2 年間監査計画

1 監査等の種類及び対象

(1) 財務監査

ア 定例監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、適正に行われているかという観点に加え、経済性、効率性及び有効性並びにリスク・アプローチによる重点項目に着目した観点から監査を行う。

各部局単位とし、1年で一巡するよう実施する。ただし、学校については、学校単位で監査を行い（学校監査）、6年で一巡するよう実施する。

イ 工事監査

市が行う工事、設計業務委託等を対象として、設計、契約、施工等が法令等に適合し、適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を行う。対象工事等は、予定価格、内容等を勘案し、別に決定する。

ウ 随時監査

監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

(2) 行政監査

市の事務の執行が法令に適合し、適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性及び有効性並びにリスク・アプローチによる重点項目に着目した観点から監査を行うものとし、定例監査に併せて実施する。

なお、随時テーマを定め、各部局横断的に実施するものとする。

(3) 財政援助団体等監査

市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を与えている団体、公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行が、その財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、併せて、財政的援助等の所管課の指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。

対象団体は、補助金等の額、過去の選定状況等を勘案し、別に決定する。

(4) 例月出納検査

会計管理者及び企業出納員が保管する現金の出納について、毎月例日を定め、現金在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて検査を行う。

対象は、会計課及び上下水道局で、原則として毎月25日に実施する。

(5) 決算審査

一般会計及び特別会計決算については、決算書及びその関係書類が関係法令に準拠し作成されているか、計数は正確であるかを確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率的、効果的に行われているかについて審査を行う。

また、公営企業会計決算については、決算書及びその関係書類が法令に準拠し作成されているか、計数は正確で、かつ企業の経営成績、財政状態を適正に表示しているかを確認するとともに、公共の福祉の増進に努めつつ企業としての経済性を発揮した運営が行われているかについて審査を行う。

(6) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用する基金について、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査を行う。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率について、法令等に準拠し算定されているか、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査を行う。

(8) その他の監査

(1)から(7)までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求又は要求があったとき、若しくは監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく監査を行う。

2 監査等の時期

別紙「令和5年度年間計画」のとおりとする。

3 監査等の実施体制

(1) 実施体制について

ア 監査委員2名で監査等を実施し、書記及び監査監が補助するものとする。

イ 監査等の実施に当たっては、原則書記及び監査監による予備監査を実施する。

その後、監査委員による本監査を実施するものとする。

ウ 予備監査の結果は、監査委員に復命するものとする。

(2) 各監査等の連携について

監査資源を有効に活用し、効率的で実効性のある監査等を行うため、次のとおり各監査等を連携して実施するものとする。

ア 定例監査と決算審査との連携

定例監査における、決算の計数の裏付けとなる個々の手続きの合規性及び適正性、並びに予算執行の経済性、効率性及び有効性についての監査結果を、決算審査に活用する。

なお、5月、6月に実施する定例監査においては、決算審査ヒアリングを併せて実施するため、前年度の予算執行状況も併せ監査する。

イ 例月出納検査と決算審査との連携

例月出納検査は、決算審査の一つの手続きとして位置付けて実施するものとする。